横浜市消防局から重要なお知らせ

# 違反公表制度とは!

建物を利用する皆様が、火災に巻き込まれる危険を回避することを目的として

『大な消防法令違反のある建物を消防局ホームページで公表する制度です。

#### 具体的には・・・

#### 【違反公表制度の対象となる設備】

- ●**屋内消火栓設備** (火災の初期消火に有効)
- ●スプリンクラー設備
- (火災の初期消火に有効)

●自動火災報知設備 (火災の早期発見に有効)







これらの設備が消防法令上必要であるにもかかわらず、建物全体又は 必要な部分において、

- ① 未設置のもの
- ② 維持管理不良で全体的な機能が失われているもの このような違反のある建物を公表しています!!

### 公表の内容

- ①建物の名称(店舗名等を含む※) ②所在地 ③違反事項 ④違反の内容 ⑤その他
- ※ 建物の店舗等のみに違反が生じた場合は、店舗名も公表します。(平成28年10月1日から運用)

### 公表の流れ

消防機関が公表該当 **違反を発見** 



関係者へ **違反を通知**  14日経過後

消防局ホームページで

違反を公表



※違反の状態が続いた場合

## 建物関係者の方へ

重大な消防法令違反の大半か無届の増築や接続です!!

建物の増改築、用途変更等を計画する際は、事前に相談しましょう。

# 横浜市消防局

YOKOHAMA CITY FIRE BUREAU